

今回の技術資料NO. 3は「改正省エネルギー法」です。2009年4月より施工され旧法の「業者単位」は「事業所単位」から「事業者単位」へ改正等されました。

省エネ法が改正されました

省エネ法（エネルギー使用の合理化に関する法律）

改正前の指定基準

年間のエネルギー使用量を工場、事業場ごとに届けて指定を受ける。

原油換算 3000 kℓ以上/年：第一種エネルギー管理指定工場

原油換算 1500 kℓ以上/年：第二種エネルギー管理指定工場

義務

エネルギー管理者、エネルギー管理員の選任

エネルギー使用の状況などの定期報告、中長期計画書を提出する。

設備ごとの現場でのエネルギー管理を行う。

主な改正のポイント

指定基準の改正

工場、事業所単位のエネルギー管理から企業全体の管理に変更になりました。企業全体（工場、本社、支店、営業所など）の年間のエネルギー使用量が合計して原油換算 1500 kℓ以上あれば、特定事業所の指定を受ける。企業単位（本社単位）でエネルギー使用量を届ける。

特定連鎖化事業所も対象となる。

コンビニなどのフランチャイズチェーンも事業全体でのエネルギー管理を行い、加盟店を含む企業全体の年間使用量が原油換算で 1500 kℓ以上あればフランチャイズ本部が特定連鎖化事業所の指定を受ける。

報告書などの提出単位の変更

定期報告書、中長期計画書の提出が工場・事業所単位から企業単位での提出に変わる。

エネルギー管理統括者などの創設

エネルギー管理統括者（事業経営に発言権をもつ役員クラスの者）とエネルギー管理企画推進者を選任して管理体制を推進することが義務づけられる。

エネルギー使用量の把握

エネルギー使用量データの記録

企業全体の平成 21 年 4 月から 1 年間記録して、1500 kℓ（原油換算）以上あればエネルギー使用状況届出書を平成 22 年に経済産業局へ届けなければならない。

- ① ガス・電気・灯油・重油などそれぞれ使用量を集計する。
- ② 集計使用量を熱量（GJ）に換算してエネルギー合計を求める。
- ③ 原油換算値（kℓ）を求める。（原油換算表は別にあり）

法適用スケジュール

平成 21 年度
(H21/4~H22/3)

平成 22 年度 4 月
具体的な届出時期は
追って公表

